

国土調査法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第六項、第九条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の二第二項、同条第四項において準用する同法第十七条第二項、同法第二十一条の二第五項、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項及び第三項並びに同法第二十一条の二第八項並びに不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三百三十一条第四項の規定に基づき、並びに国土調査法を実施するため、この政令を制定する。

（国土調査法施行令の一部改正）

第一条 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第六項」の下に「及び第二十一条の二第二項」を加え、同項第一号中「まで」の下に「及び第二十一条の二第一項」を加え、同項第四号イ中「市街地にあつては、街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に

表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下このイにおいて「登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置」を「街区の形状、地形、植生、地盤の変動その他の事項であつて、土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で定めるもの」に改め、「市街地以外の地域にあつては、登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点のうち三筆以上の土地の境を構成するものの現地における位置」を削り、同項第九号中「いう。」の下に「及び法第二十一条の二第一項に規定する地図（以下「街区境界調査図」という。）」を加え、同項第十号中「地籍図」の下に「及び街区境界調査図」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 街区境界調査図及び法第二十一条の二第一項に規定する簿冊（以下「街区境界調査簿」という。）には、次に掲げる事項を表示するものとする。

イ 街区境界調査図

名称

番号

縮尺

座標系の名称又は記号

図郭線及びその数値

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

土地利用及び工作物の現況

隣図との関係

地番区域の名称

法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地（以下この号において「街区内地」という。）と同項に規定する街区外土地との境界線

街区内地の地番

ロ 街区境界調査簿

街区内地の所在及び地番並びに所有者の住所及び氏名又は名称

関係の街区境界調査図の番号

第二条第二項中「第二条第六項」の下に「及び第二十一条の二第二項」を加える。

第十四条に次の一号を加える。

九 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

第十五条中「又は」を「（法第二十一条の二第四項において準用する場合を含む。）及び」に改め、「第十九条第二項」の下に「（法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十六条（見出しを含む。）及び第十七条（見出しを含む。）中「成果」を「国土調査の成果」に改める。

第十八条の見出し中「成果」を「国土調査の成果等」に改め、同条中「第十九条第四項」の下に「（法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条の見出し及び第二十条の見出し中「成果」を「国土調査の成果」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（街区境界調査成果の認証及び承認）

第二十一条 法第二十一条の二第五項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

一 法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行った地方公共団体又は土地改良区等の名称

二 法第二十一条の二第四項において準用する法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下この条において「街区境界調査成果」という。）の名称

2 第十六条第二項の規定は、前項の認証請求書について準用する。この場合において、同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

3 第十七条の規定は、法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する法第十九条第三項の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第十七条第一項第一号中「調査を行った者」とあるのは「法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行った地方公共団体又は土地改良区等」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

別表第五を削る。

(国土調査法による不動産登記に関する政令の一部改正)

第二条 国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和三十二年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「地籍簿の送付」を「国土調査の成果の写しの送付」に、「は、地籍簿」を「は、当該国土調査の成果のうち簿冊の写し(以下この項において「地籍簿の写し」という。)」に改め、同項ただし書中「地籍簿」を「地籍簿の写し」に、「事項が」を「事項について、」に、「変更した」を「変更があった」に改め、同項各号中「地籍簿」を「地籍簿の写し」に改める。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、「第二十条第二項」の下に「、第二十一条の二第八項」を加え、同条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(街区境界調査成果に基づく登記)

第二条 登記官は、国土調査法第二十一条の二第七項の規定により街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が当該街区境界調

査成果のうち簿冊の写し（以下この項において「街区境界調査簿の写し」という。）の記載と一致しないときは、街区境界調査簿の写しに基づいて、職権で、当該表題部所有者又は登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならない。ただし、街区境界調査簿の写しに記載されている事項について、同条第一項の規定による所有者及び地番の調査の実施後に変更があつたと認められるときは、当該事項については、この限りでない。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、街区境界調査成果により登記した旨を記録しなければならない。

（登記手数料令の一部改正）

第三条 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第八条第一項中「第三百三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

附 則

この政令は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十九日）から施行する。ただし、第一条中国土調査法施行令第二条第一項第四号イの改正規定は、同年六月十五日から施行する。

理由

土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、街区境界調査成果の様式及び認証に係る手続並びに街区境界調査成果に基づく登記について定める等の必要があるからである。